

財務省 御中

## 企業年金税制改正に関する要望事項

企業の資金調達の円滑化に関する協議会  
(企業財務協議会)

平成19年10月

少子高齢化の進展、国民の老後生活の多様化等を踏まえ、老後の所得保障を充実したものとするためには、公的年金の上乗せ年金である企業年金の果たす役割はますます重要となってきました。今後、確定拠出年金や確定給付企業年金等がその役割を果たし、労使双方の多様なニーズに応えられる自由度の高い制度設計を実現可能とするため、企業年金税制改正に関する要望事項を以下の通り取り纏めさせていただきましたので、宜しくお取り計らい願います。

## **要望事項 1. 特別法人税の撤廃**

退職年金等積立金に対する法人税（特別法人税）については、平成 20 年 3 月 31 日迄で課税停止措置の延長期切れとなる。特別法人税の存在が、確定拠出型年金制度の普及や、企業年金法の下で運用されている確定給付型年金も含めた企業年金制度全般の将来の運用期待に多大な影響を与えることが懸念されるため、撤廃を強く要望する。

そもそも諸外国においては、年金税制を拠出時・運用時非課税、受給時課税とするのが通常であり、我が国のように運用時に課税する例はない。特別法人税の課税については、前述の通り現在凍結中であるが、これが課税されることとなった場合、新企業年金や確定拠出型年金の運営上大きな負担となり、公的年金を補完する役割を担う企業年金制度の維持が困難になる恐れが強い。このような特別法人税については、今後企業年金制度が果たす役割についても十分に考慮した上で、本年度税制改正において撤廃されるべきである。

## **要望事項 2. 企業型確定拠出年金における掛金のマッチング拠出（本人拠出）の容認**

個人又は事業主が拠出した資金の自己責任による運用、及び高齢期における所得の確保に係る自主的な努力の支援を図るといふ、確定拠出年金法の趣旨に鑑みれば、将来の生活設計を十分に念頭に置いた上で、個々のニーズにあった資産運用を可能とし、一定の範囲内で加入者の裁量による資産形成を可能とする仕組みが求められる。

公的年金水準の抑制に伴い自助努力による老後資産形成の重要性が高まってきた一方で、企業型確定拠出年金における企業の掛金拠出は、若い世代を中心として拠出限度額より低い水準となっていることから、企業型確定拠出年金における老後の所得保障機能を充実させるとともに、個々の多様な

資産運用ニーズに応えるため、企業型確定拠出年金における掛金の本人拠出を容認すべきである。

### **要望事項 3. 企業型確定拠出年金における掛金の拠出限度額の引上げ**

企業型確定拠出年金における掛金の拠出限度額は、厚生年金基金の上乗せ部分の望ましい給付水準に相当するものが確保できるよう、会社員の標準給与等を勘案して設定されている。

しかしながら、企業型確定拠出年金の掛金設定について、定率型が多数を占めている現状においては、若い世代は掛金が拠出限度額に届かない一方で、年齢が高くなると拠出限度額を超過することとなり（超過する者の多くは前払いとして給与に上乗せされ、所得税や社会保険料の増加を伴うこととなる）、望ましい給付水準を確保することが困難となっている。

自助努力、自己責任による老後の生活保障の確保を支援するため、また、企業の柔軟な年金制度の設計を実現するため、企業型確定拠出年金における掛金の拠出限度額の引上げが必要である。

以上

企業の資金調達の円滑化に関する協議会(略称：企業財務協議会)

事務局 出口 将基

〒105-0001 東京都港区虎ノ門1丁目5番16号 晚翠ビル5階

(財)企業活力研究所内

TEL 03 (3503) 7671

FAX 03 (3502) 3740